○松江歴史館の設置及び管理に関する条例施行規則

令和2年3月26日
松江市規則第11号

(趣旨)
第1条　この規則は、松江歴史館の設置及び管理に関する条例(平成22年松江市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用の許可申請)
第2条　条例第7条第1項の規定により、施設等の使用の許可を受けようとする者は、松江歴史館施設等使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
(使用の許可)
第3条　市長は、前条の松江歴史館施設等使用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、松江歴史館施設等使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。
2　前項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、松江歴史館施設等使用許可書を職員に提示し、指示を受けなければならない。
(特別利用の許可申請)
第4条　条例第10条第1項の規定により、特別利用の許可を受けようとする者は、松江歴史館特別利用許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
(特別利用の許可)
第5条　市長は、前条の松江歴史館特別利用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、松江歴史館特別利用許可書(様式第4号)を交付するものとする。
2　前項の規定により許可を受けた者(以下「特別利用者」という。)は、特別利用の際、松江歴史館特別利用許可書を職員に提示し、指示を受けなければならない。
(収蔵資料の貸出し)
第6条　収蔵資料は、次に掲げるもので適当と認めるものに貸し出すものとする。
(1)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第1項の規定により指定された博物館に相当する施設及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設
(2)　その他市長が特に認めた者
(観覧手続)
第7条　松江歴史館の展示室に入場しようとする者は、条例第16条に規定する観覧料を納付し、観覧券又は年間観覧券の交付を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
2　前項の観覧券及び年間観覧券は、職員の求めがあるときは、これを提示しなければならない。
(観覧料等の減免)
第8条　条例第19条の規定による観覧料、使用料又は特別利用料(以下「観覧料等」という。)の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。
(1)　観覧料
ア　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者　10割
イ　松江市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童若しくは生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する者並びにその教職員　10割
ウ　その他市長が特別の理由があると認める者　市長が別に定める割合
(2)　使用料
ア　松江市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業等により使用するとき　10割
イ　その他市長が特別の理由があると認めるとき　市長が別に定める割合
(3)　特別利用料
市長が特別の理由があると認めるとき　市長が別に定める割合
2　前項の規定により観覧料等の減免を受けようとする者は、松江歴史館観覧料減免申請書(様式第5号)、松江歴史館施設等使用料減免申請書(様式第6号)又は松江歴史館特別利用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
3　前項の規定は、第1項第1号アに該当する者又はその他市長が特別に認める者には適用しない。ただし、同号アに該当する者は、観覧の際に同号アに規定する当該手帳を提示しなければならない。
(観覧料等の還付)
第9条　条例第20条の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　使用者又は特別利用者の責めによらない事由により使用又は特別利用することができなくなったとき　全額
(2)　その他市長が特別の理由があると認めるとき　市長が必要と認める額
(資料の寄贈又は寄託)
第10条　松江歴史館は、松江歴史館の運営上必要と認める資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
2　寄贈又は寄託を受けた資料は、その品名、員数並びに寄贈又は寄託を行った者の住所及び氏名を記録し、整理保管するものとする。
(運営協議会の運営)
第11条　松江歴史館運営協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。
3　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
5　協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。
6　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
7　会議の議長は、会長をもって充てる。
8　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
9　協議会の庶務は、松江歴史館において処理する。
10　前各項に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。
(その他)
第12条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年5月31日松江市規則第52号)
この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附　則(令和5年3月31日松江市規則第16号)
(施行期日)
1　この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の際、この規則による改正前の規則に定める様式による用紙で、現に残存するものは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則(令和6年10月9日松江市規則第38号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

松江歴史館施設等使用許可申請書

年　月　日申請
(※　年　月　日許可)

(あて先) 松江市長

申請者　住所(団体にあっては、主たる事業所の所在地)
〒
氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり使用したいので申請します。

記

受付番号	第　号

使用する施設		入場料等徴収の有無	有・無
催しものの名称		入場予定人員	1回につき　人 延　人
目的及び内容		※営利・非営利の別	営利・非営利
期間	年　月　日(　)曜日　時　分から 年　月　日(　)曜日　時　分まで	日間	
会場責任者	氏名 連絡先　電話		

※使用料	種別	使用料	超過時間使用料	合計
	規定の額	円	円	円

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)
指令　　第　　号

松江歴史館施設等使用許可書

(　　年　　月　　日申請)
年　　月　　日許可

様

松江市長　氏　　　名　印

下記のとおり使用することを許可します。

記

受付番号	第　　　号

使用する施設		入場料等徴収の有無	有・無
催しものの名称		入　場 予定人員	1回につき　　人 延　　　人
目的及び内容		営利・非営利の別	営利・非営利
期　間	年　月　日(　)曜日　時　分から 年　月　日(　)曜日　時　分まで		日間
会場責任者	氏　名 連絡先　　　電話		

※使用料	種別	使用料	超過時間使用料	合　計
	規定の額	円	円	円

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

松江歴史館特別利用許可申請書

年　　月　　日申請

(あて先)松江市長

申請者　住所(団体にあっては、主たる事業所の所在地)
〒
氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり特別利用したいので申請します。

記

特別利用する収蔵資料	
区　分	熟覧・写真撮影・映画ビデオ撮影・借用(原板・資料)
目的及び内容	
利用期間	年　　月　　日(　　)曜日　　時　　分から 年　　月　　日(　　)曜日　　時　　分まで　　日間
責任者	氏　名 連絡先　　　　電話

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)
指令　　第　　号

松江歴史館特別利用許可書

(　　年　　月　　日申請)
年　　月　　日許可

様

松江市長　氏　　名　印

下記のとおり特別利用することを許可します。

記

特別利用する収蔵資料	
区　分	熟覧・写真撮影・映画ビデオ撮影・借用(原板・資料)
目的及び内容	
利用期間	年　月　日(　)曜日　時　分から 年　月　日(　)曜日　時　分まで　日間
責任者	氏　名 連絡先　　電話
特別利用料	円

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

松江歴史館観覧料減免申請書

年　　月　　日

(あて先)松江市長

申請者　住所(団体にあっては、主たる事業所の所在地)

〒

氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり観覧料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

観覧期日	年　　月　　日(　　)曜日 来館予定　　(午前　午後)　　時頃
展示種別	基本展示　　・　　企画展示
減額・免除を申請する理由	□　松江市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童若しくは生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する場合 (学校行事の名称　　　) □　その他の場合 (　　　)

区　分	正規の観覧料の額	※減免率	※減免後の観覧料
松江市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円×　人＝　　円	%	円
上記を引率する教職員	円×　人＝　　円	%	円
その他の者	円×　人＝　　円	%	円
合　　計	円		円

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第6号（第8条関係）

様式第6号(第8条関係)

松江歴史館施設等使用料減免申請書

年　　月　　日

（あて先）松江市長

申請者　住所(団体にあっては、主たる事業所の所在地)
〒
氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

　　年　　月　　日付けで申請しました松江歴史館施設等の使用について、下記のとおり使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

使用する施設	
目　　的	
期　　間	年　　月　　日(　　)曜日　　時　　分から 年　　月　　日(　　)曜日　　時　　分まで　　日間
減額・免除を受けようとする理由及び金額	

様式第7号(第8条関係)

様式第７号(第８条関係)

松江歴史館特別利用料減免申請書

年　　月　　日

（あて先）松江市長

申請者　住所(団体にあっては、主たる事業所の所在地)
〒
氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　　月　　日付けで申請しました松江歴史館収蔵資料の特別利用について、下記のとおり特別利用料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

特別利用する収蔵資料	
区　　分	熟覧・写真撮影・映画ビデオ撮影・借用(原板・資料)
目　　的	
利用期間	年　　月　　日(　　)曜日　　時　　分から 年　　月　　日(　　)曜日　　時　　分まで　　日間
減額・免除を受けようとする理由及び金額	